

## 児童養護施設の小規模化 — 児童養護施設における養育の具体的展開 —

### Reduction in Size of Children's Home — Specific Guidelines for Inauguration —

虹 釜 和 昭\*

#### 要旨

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」報告書により社会的養護の小規模化へのロードマップが厚生労働省より示され、義務づけられたと言ってよい。しかし、小規模化あたっての対応と課題の克服には数多くのハードルがあり、特に人材確保や養育者の養護観、倫理観という制度設計以外の、「人」の問題がその根底に横たわっている。ある児童養護施設の舎制実践モデルから、養育の営み、子どもと職員の関係性、子どもの自立支援とは何かを示して見た。

キーワード：社会的養護(Social Children's Care)／小舎制養護システム(Cottage System)／  
子どもの自己肯定感(Self-esteem)

#### はじめに

2011年7月、厚生労働省は社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書である「社会的養護の課題と将来像」の(3)社会的養護の基本的方向において『①家庭的養護の推進』その具体的方向性として、「上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある」こと、「・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある』を明確に打ち出した。すなわち、今後社会的養護は原則として家庭養護を優先すること、施設養護については可能な限り家庭的

な養育環境を保障すべきであることを、児童養護施設に向けて迫る内容であり、厚生労働省として、社会的養護、特に児童養護施設の小規模化を強く求める内容である。

日本における社会的養護の中核をなす児童養護施設は1874年（明治7年）の浦上養育院や、1887年（明治20年）の石井十次による岡山孤児院の開設（9月22日とされている）などがそのルーツとされている。しかし、明治期の収容施設は「孤児院」そのものであり、今日の社会的養護からはほど遠い制度であり、公的資金の導入もほぼ皆無であった。明治後期の1890年代から1930年代にかけて、全国で規模の大小は見られるが、約70カ所近い「孤児院」が創設された。これらの多くは宗教系の孤児収容施設の性格を色濃くし、宗教的な理念から創設された「孤児救済事業」という慈善事業であって、社会的養護とは全くかけ離れていると言えよう。

つまり、孤児の「衣・食・住」を保障、救済することが主目的であり、今日で言うところの「自立支援」の発想は皆無とは言えないが、二の次三

\* GONOKAMA, Kazuaki  
北陸学院大学 人間総合学部 幼児児童教育学科  
児童家庭福祉論・社会的養護内容

の次にならざるを得なかった。このような孤児院の性格を持ちながら、第二次大戦後の児童福祉法制定により社会的制度としての「養護施設」が発足しても、大きく変化することなく今日に至ったと言える。

そもそも、児童養護施設の成り立ちは戦争や自然災害の発生による、前述の「衣・食・住」の保障というニーズ充足から設立されている。これは、孤児院もしくは養護施設が開設された時代背景が、日清・日露戦争の後、1900年前後や明治から大正にかけての、幾多の大震災や三陸津波などの後や、第二次世界大戦後の1945年からの戦後時代が、設置数のピークであることがそれを物語っている。

しかし、現代における社会的養護ニーズの質が、衣・食・住の充足から、児童虐待からの保護に代表されるような、情緒的問題に大きく軸足が移行しているにもかかわらず、養育内容は、集団養護・大規模施設の存在から脱却出来ていない。ハード面もソフト面も、この「社会的養護の課題と将来像」に示された小規模化という改革(外圧)によって大きく転換を迫られている。

すなわち、社会環境、児童虐待対応などの児童養護施設に要求される機能、そこに暮らしている子どもたちやその家族の様相などの激変する中、必ずしもニーズに応えきれなかった結果、多くの歪みを抱えてしまったまま(放置といえ言い過ぎかもしれないが)、もちろん戦後の措置費の支弁、特別育成費(高等学校教育にかかる費用)の支給、その他の各種補助金や職員の配置基準(児童福祉施設最低基準の改定)改善などの努力もあったが、養育の内容・質などに関しては抜本的な改革がなされなかった。

その結果、児童養護施設における様々な課題が浮き彫りになり、特に被措置児童等虐待問題に代表されるような、職員による不適切なかわり、職員の早期離職、児童養護施設を退所した児童の社会的不適応など、児童養護施設が本来求められている機能を果たし得ていないという批判(社会的養護にかかる児童福祉施設の、福祉サービス第三者評価受審の義務化がなされたことなども関連があろう)とも言える様々な議論が生じた。そして、今回の厚生労働省が示した報告書であり、

外圧とも言える小規模化へ努力義務が示され、児童養護施設は小規模化への改革を強く迫られたとも言えよう。

### 1. 小規模化・家庭的養護への道程

平成24年10月「社会的養護専門委員会」において「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」報告書がまとめられた。これは通称「小規模化等への手引き」とされ、「施設の小規模化への意義や課題、措置費や整備の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法を取りまとめたもの」である。児童養護施設の小規模化・地域分散化とは、より家庭に近い生活を保障することが目的であり、また、地域分散された小規模な児童養護施設が、地域の様々な子どもにかかる諸課題に対応する社会的資源としての機能を担うという意味も含まれている。つまり、社会的養護に、地域福祉の担い手としての機能が付加されたことについて、関係者の意識のうえにどこまで定着するのかは極めて懐疑的である。

小規模化に向けた具体的数値目標としては、現在の「施設養護9：里親1」という比率を、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間で「施設養護、グループホーム、里親等」の割合を三分の一ずつにするという達成目標が掲げられた。そのための計画的推進として、都道府県は各施設に対して個々の施設の実情に応じた、「家庭的養護推進計画」の策定を要請(義務づけ)すること、都道府県においても「都道府県推進計画」にて達成すべき小規模化・地域化への具体的方策について、推進期間15年を5年スパンの3期に分け、各期に具体的な目標設定を行うなどの対応を求めている。しかし、大枠だけの方向性を示されたのみであり、より具体的な各計画の内容については示されておらず、本格的な動きとは言えない。

今回まとめられた「小規模化の手引き」における、児童養護施設の小規模化・分散化の柱として、以下の3要素が示された。

- ① 本体施設の定員を小さくすること。
- ② 本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていく。
- ③ 地域グループホーム(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア)を増や

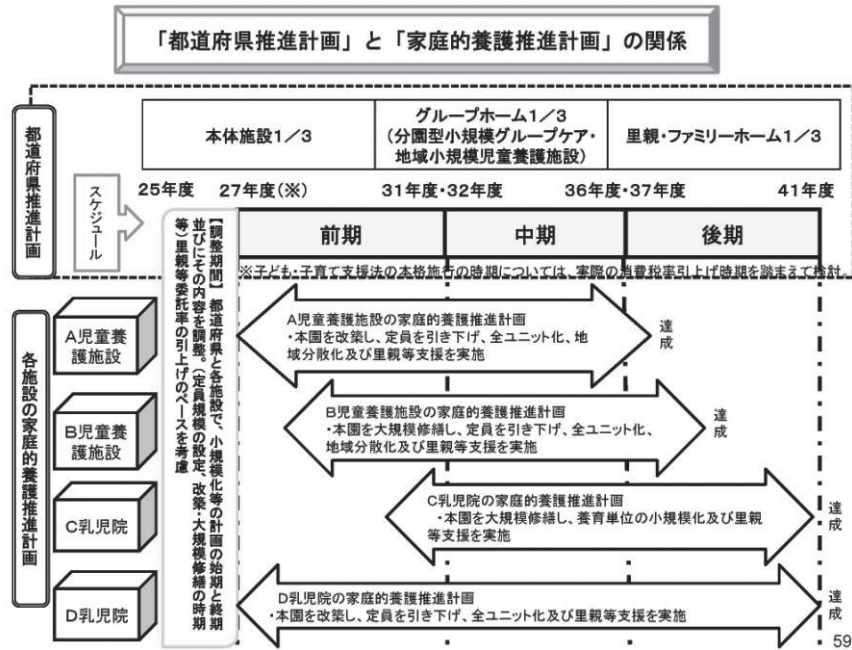


図1. 「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係。  
社会的養護の課題と将来像の実現に向けて厚生労働省平成25年3月

していく。

(本体施設とは、従来タイプの児童養護施設を示しており、本園と称する場合もある)

すなわち、従来の児童養護施設を「社会的養護の課題と将来像」報告にあるところの、「すべての本体施設の定員を45人以下にしていく」という目標である。まずは、定員90人～100人の本体施設を半分であるところの、45人以下という数値目標を掲げてそれを実行する。前述の「施設養護、グループホーム、里親等」の割合を三分の一ずつ」という目標の「施設養護」部分を小規模グループケアに養育形態を変更するという小規模化構想であり、欧米の社会的養護において、過去のものとなった収容保護を前提とした「大舎制養育」を完全に否定したとも言えよう。

2013年3月「児童養護施設の形態の現状」において、現在の大舎制にて運営されている児童養護施設は280施設、57%が報告され、またそれ以外の中舎制147施設、26.6%、小舎制226施設、40.9%という集計結果である。しかし、図2中における解説では『平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施

設の小規模化の推進が必要。』と記述されている。この図2が示しているように、数字としては、約110施設が小舎制となったが、この数字には「疑似小舎制」も含まれているであろう。改築事業により、大舎制から小舎制へ転換した施設も多くあるが、大舎制の建物に内部構造の一部のみを変更し、見かけ上の「小舎制」(小規模グループケア)が存在している。

ここでの「小舎制」の定義は必ずしも明確に示されておらず、単に各ユニット(小舎の単位)にユニットバス、キッチン、別玄関設置だけのものも多く含まれている。完全独立の戸建て、定員8名以下という要件でカウントすれば異なった数字が出てくることが推察される。入所児童の意識も大舎の延長で、本来的な小舎制の「家庭的な生活」とは違ったものではないか。

## 2. 児童養護施設の機能変化

かつて、児童養護施設に求められていたのは、衣・食・住という、人間の基本的欲求ニーズ充足が主なものであり、明治期から第二次大戦後1960年代前半までそれが続いていた。しかし、1960年代後半から70年の経済成長始期からほぼ同じくして、児童養護施設の入所理由・主訴は経済的問題から情緒的問題への変化の兆しが見られ

### (5) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

#### ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=552) (平成24年3月)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数552（平成24年3月1日現在（集計中））、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）  
 ※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

#### ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総数	585 (100%)

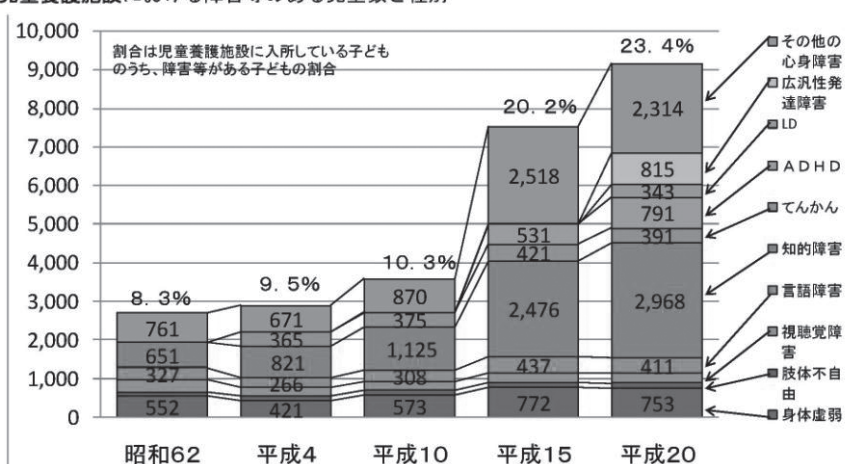
家庭福祉課調べ  
(平成23年10月1日) 7

図2. 「児童養護施設の形態の現状」平成25年3月、『社会的養護の現状について』厚生労働省資料より

### (4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

#### 児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

図3. 「障害等のある児童の増加」平成25年3月、厚生労働省『社会的養護の現状について』資料より

る。すなわち、入所理由が「棄児」「行方不明」「親の死亡」「貧困」「長期入院」などから「養育拒否」「虐待・酷使」「放任・怠惰」「監護困難」「精神疾患」「不和」などへの変化である。

このような児童養護施設を取り巻く環境の激変にもかかわらず、児童養護施設の生活様式は大舎制中心の、収容保護の枠組みは変化することがなかった。にもかかわらずこうした情緒的問題への対応を迫られ、結果として子どもの権利擁護という本来のニーズに応えきれず、被措置児童等虐待や職員の疲弊感・バーンアウトなどの隘路に陥ってしまうリスクを背負ってしまった。特に図3. が示しているように、1998年（平成10年）から2008年（平成20年）の10年間に障害等のある児童、特に対応困難といわれている虐待等からの影響と思われる情緒障害などを有した児童へのかかわりを児童養護施設は求められ、小規模化課題へのコア部分である。すなわち、情緒的な障害を有する児童の増加と小規模化への移行はセットとなったものであり、小規模化・家庭的養育が、情緒的な課題を克服するための最低必要条件となっている。

児童養護施設で暮らす子どもたちに一部には、自らの生活が他律的であり、生きるエネルギーが感じられないような言動を呈する児童も見られる。こうした要因として、いわゆる自己効力感や、自尊感情の未獲得に起因するものも多く見られる。生育歴における複雑な家庭環境や被虐待のもたらすところの、自尊心の低さや自己肯定感の欠如が、上述の生きる力の喪失につながる。『私は誰からも愛されていない、誰からも必要とされていない』という感覚などから『自分はだめな人間なんだ』という自己肯定感の形成不全に至ってしまった、と思われる心理的機制がその背景にあるのではなかろうか。端的に言えば、それが限度を超えると自己破壊的、破滅的衝動が生起し感情起伏のコントロール不全につながり、暴力、自傷などの行為障害へとつながっていく。

大舎制の集団養育が、そこで暮らす子どもたち一人ひとりが「自分は大事にされている」という実感を獲得できないことが、自己肯定感の形成を困難にしていると思われる。守られている、愛されている、という感覚により自己イメージが形成

されてくることは、肯定的な大人イメージが形成され、大人（職員）への信頼感が形成される。大人（職員）との信頼関係と自己肯定感は一連の流れである。自己肯定感とは、子ども自身のものであるが、自らの力により形成できるものではない。すなわち、子どもが置かれた環境が自己肯定感を形成するのであって、周辺にいる保護者や養育者から「あなたは大事な存在」としてのかかわりが自らを大切にでき、自己肯定感の形成がなされる。よく「愛されなかった人は、他者を愛することができない」といわれているが、ハインツ・コフト(Heinz Kohut)は健全な人は、精神的に健康な自己愛感覚を持っていると考えた。だれしも健康な自己愛、「あなたが大事」と思ってくれているという感覚は、周囲他者の存在が不可欠であり、周囲他者から自分の存在が認められていること、周囲他者から自分の存在への関心が欠かせないと考えた。いわゆる「自己愛性パーソナリティ障害」を提唱した。

児童養護施設の子どもの多くは自己イメージが低いと言われている。これは、出生時前後の周りの大人が抱く子どもに対する思い（必ずしも子どもの誕生が望まれていたとは思えない状況）から始まり、生育歴のなかにおける否定的な育て方から、大人への負の感情、大人に対する不信感、見捨てられ感、否定的な自己イメージなどからの帰結ではないか。

児童養護施設で暮らす児童に見られる、パーソナリティ障害ともいえるような感情起伏やその他行為障害の要因の一つとして、生育環境のなかで、「望まれて生まれて愛されて育つ」という基本的な健全な育ちの要件が欠け、大人への信頼感を獲得するに至る、十分な環境や対人モデルを得られないまま幼少期の環境があった。そして、児童虐待などの自分を否定せざるを得ないような状況においこまれ、「自分は大切」というそれが自己肯定感の根本の要素を保障されなかったことに起因するのではないか。

こうした、児童への自己肯定感の形成、自己効力感の獲得は小規模な人間関係により自尊感情を誘発する生活の展開の繰り返し、毎日の生活の中での反復によって、その表象が形成されてくる。今日の児童養護施設はアブラハム・マズロー

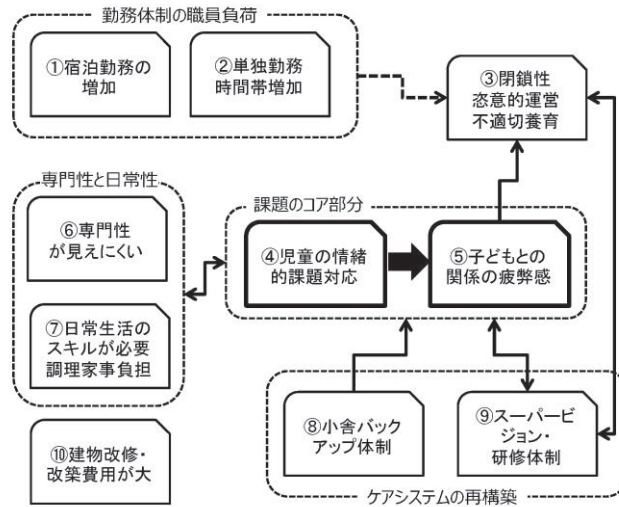


図4. 小規模化への各種課題 (虹釜作成)

(Abraham Harold Maslow)が提唱した「欲求の五段階説」から語れば、ベーシックな「生理的欲求」「安全安心欲求」から、「承認欲求」や「自己実現欲求」ニーズを満たすことが、小規模化によって求められていると言えよう。

### 3. 小規模化にあたっての課題と対応

厚生労働省は2012年9月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」という報告書を「施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ」を通してとりまとめた。この中では具体的な小規模化への課題が列挙されているが、されにこれらの課題を踏まえて以下の10点に要約してみた。

- ①宿泊勤務の増加
- ②単独勤務時間帯の増加
- ③閉鎖性・恣意的運営・不適切養育
- ④児童の情緒的課題対応
- ⑤子どもとの関係における疲弊感
- ⑥専門性の不明瞭
- ⑦日常生活スキルが求められる
- ⑧小舎へのバックアップ体制不備
- ⑨スーパービジョン、研修体制
- ⑩建物改修・改築に伴う費用

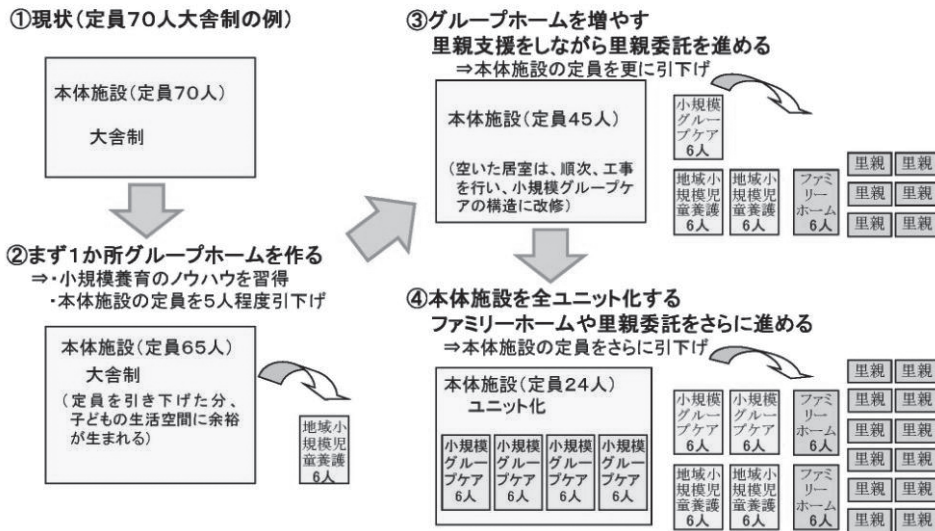
図4の中心に位置する「④児童の情緒的課題対応」が現代の児童養護施設に求められている機能のコア部分であり、これを小規模化(小舎制への移行)により対応することが今回の「社会的養護の将来像」である。すなわち小規模化に移行する

ことで、より養育者(施設職員)との関係を深め、トランザクション(交互・相互に影響を及ぼすプロセス)により養育者と子どもがプラスの影響を及ぼすことを目的とする。入所以前の社会環境や人間関係の負因による情緒的課題(人間関係の不調、行為障害、その他の社会的不適合など)を軽減する手段として、生活を通じての治療(好ましい生活モデルの獲得)によって行動変容を図ることが、小規模化の第一義的目標である。もちろん小規模施設になじまない子ども、小規模施設における生活が不適切な子どもも一定数存在することも念頭に置かねばならなければならない。そして、⑤に掲げた「疲弊感」の要因とは、小規模化による濃密な人間関係構築からくるものであり、人間関係による治療そのものが疲弊感につながっていることと相矛盾するというパラドックスになっている。つまり、職員が子どもの持つマイナスエネルギーをどこまで受け止めるか、受け止められるかということであろう。

児童養護施設とは社会的養護として人為的に建物を建て、職員を募り、そして家庭での養育が困難になった子どもたちを1カ所に集めて形づくった形態である。従来は設置者側(職員側)の論理の結論としての大舎制や大規模養育であり、上記の各種課題はある意味何らかの代償を伴わないと実現しないと思われる。社会的養護の場というのは、子ども(入所児童)は暮らしの場であり、養育者(職員)は職場であるという抜き差しならぬ課題を背負っている。そのような状況では①宿泊

児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

（平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）



※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。  
 ※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。  
 ※措置費上、定員(本体+分園型小規模ケア)の定員が45人以下の場合が、手厚くなっている。

図5. 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より 厚生労働省

勤務増や②単独勤務という「勤務態勢の職員負荷」を伴うものであり、また生活の中での治療ということは、⑥専門的なかわり方と⑦日常スキルの双方が求められる。③の閉鎖性は密室性であり「何が起きているかわからない」ということである。被措置児童等虐待の発生など様々な課題があり、かつての福祉は「性善説」であったが、今日では「性悪説」を前提とした運営が必要となってきた。

⑧のバックアップ体制とは本体施設との関係、高度な専門的ニーズの充足や不時の対応、緊急避難などの支援体制を日常的に想定しながらの運営を意味している。これも様々なレベルがあり機能の分業を意図したものから、労務管理の要素まで幅広い内容の支援である。バックアップには本体施設からの応援のみならず、地域社会よりのサポートと理解も含まれている。⑨のスーパービジョンについては、まずロールモデルとしての小規模化施設、目指すべき体制という方向目標を示しつつ、それへのロードマップが必要であろう。

最後の⑩については、改築にかかる費用、地域外のグループホーム、地域小規模児童養護施設設置にかかる莫大な費用が予測される。グループホームや地域小規模児童養護施設は賃貸を推奨する

などのよりコストを意識したものが求められよう。現に措置費の中に「賃借費加算」を設定し『地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアについては、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費(月額10万円限度)を算定できる(自立援助ホームやファミリーホームも同様)』としている。本体施設の改築においては、もうすでに大舎制への改築は認められることはないと思われるが、擬似的なユニットによる改築についても、施設整備にかかる補助金支出は厳格な審査が求められるであろう。

2012年11月、厚生労働省は社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめとして、複数の小規模化へのプロセスモデルを『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について』において示した。

図5. は、小規模へのプロセスとして順次本体施設を縮小化し、施設外の「地域小規模児童養護施設」や「里親ファミリーホーム」、「里親委託」への展開という一例である。しかし、こうした絵を描くことはたやすいが、具体的に動き出すまでは特別なインセンティブが必要となってくる。具体的には人材確保が直近課題となってくる。実際問題として、地域小規模児童養護施設を担う人材

が得られることが実現への第一歩であろう。

小規模化とはそれを担う人の養護観が大きく影響してくる。すなわち小規模グループを運営する職員の価値観や倫理観に運営内容が大きく左右されている。価値観や倫理観は従事する側の哲学が問われている。社会科学としての社会福祉・児童養護という観点から見れば従事者の養護観とは情緒的な要素が強く、非科学的であるとの批判を受ける。科学性、科学的根拠に基づいたエビデンス、人が人とかかわるときに求められる態度をどのように実証しうるかという困難な課題を背負っている。

#### 4. A児童養護施設の実践

##### (小舎制養護の具体的展開例)

A児童養護施設は明治38年(1905年)に創設、日本でも比較的早期に開設された、児童養護施設で歴史ある児童養護施設である。A児童養護施設の養育形態は開設以来、今日に至るまで一貫して「小舎制」という養護形態のもとに運営が続けられている。

小舎制システムの養育形態は、一般的に5～10人のグループが生活単位であり、そのグループは独立した建物(小舎と称している)で生活を営んでいる、という特徴がある。独立した建物の中には、日常生活に必要なすべての機能が揃っており、キッチン、ダイニング、リビング、寝室、トイレ、その他収納庫など、普通の家族が住まう一軒家をイメージしていただければいい。

A児童養護施設は「家族に恵まれなかった子ども達に、家庭の味を」ということで、出来るだけ家庭に近い養育環境を模索し、その結果として「小舎制養護」という結論に達したという設置者(キリスト教プロテスタント宣教師)の意図がある。しかし、それはあくまでも「施設」という枠の中でのことであり、児童養護施設の持つ「貧しい」「暗い」「閉鎖的」というイメージを払拭出来るものでは必ずしもなかった。

しかし、今日では形態論の先行から、そこに居住している「子ども」の存在をともしれば忘れられかねないような状況、「小舎制養護でさえあればいい」という誤解、内容を十分に吟味されないままに、経験的・恣意的に処遇実践がなされる実

態、そして『自分の小舎に口を出さないで』というホームモノロー主義に陥る危険性もあった。

A児童養護施設は、仮説としての「普通の家庭生活(あるべき家庭像)の持つ望ましい養育機能の実現」という目標をおいた。「普通の家庭生活」に限りなく接近したい、そのためには衣・食・住、全般にわたってどのようなシステム(ハード、ソフトの両面)を構築すればよいか、家庭における養育機能と施設としての専門的機能をどのように調和していくかを常に自問自答しながらの実践である。

#### 4-1. 建物配置

過去のいかなる時代においても、親だけが子どもを育てていたのではなく、両親、家族、親族、地域社会が子どもを育てていた。しかし、今日のA児童養護施設を取り巻く地域社会はすでに高齢化していて、地域の協力が徐々に得にくくなってきている。そして、「地域社会の方向を常に向いていたい」ということで「建物の玄関を全て公道の側に向ける、各小舎(以下「ホーム」という)間の行き来も公道を経由して行う」という原則で現在のよう建物配置とした。

事務所棟と二階部分が接続している「Bホーム」、そして独立している「Cホーム」「Dホーム」「Eホーム」「Fホーム」の5小舎(ホーム)によって構成されている。

しかし各ホームは地域社会の中に建物が点在し、形、構造も全く異なった設計がなされるのが本来のあり方ではあるが、それはむしろ施設内小舎制養護とは一線を画した「ファミリーグループホーム」や「地域小規模児童養護施設」の形態であり、現在の児童福祉法上の「児童養護施設」としての枠組みの中では、土地、資金などの問題もあり現在のよう形となっている。

#### 4-2. 建物構造

各ホームは総二階建て、延べ床面積300平方メートル、一階、二階とも150平米である。数字だけではイメージしにくい、現在の地方都市の旧市内、平均的な一戸建ての延べ床面積は、100平米と言われている。それと比較すると約3倍の面積と考えてもいい。児童居室5室、キッチン、ダ



イニング、リビング、静養室、職員居室2室、小事務室、バス、トイレ、洗面所、ランドリー、物置2カ所等で構成されている。

男女混合、縦割りを基本に児童が生活しており、一般的な施設は男子と女子を完全に分離しているのが常識とされているが、A児童養護施設一つのホームには、男女一緒に（居室は当然異なっている）、縦割り年齢構成の3歳の幼児から、18歳の高校生まで一つのホームで生活をしている。ホーム内で全ての家庭生活が営まれる機能を有し、電話をはじめとして、ガス、水道、電気、灯油など光熱水関係のメーターもホームごとに設置されている。

#### 4-3. 子どもの生活

- ①**起床**：ホームでは起床時間は決めていない。ホームの基本的考え方は、年長児童については「起きる時間は子ども自身で決める。そのかわり、身仕度して、朝食をとり、学校に間に合う時間に起きる」が基本的考え方である。つまり、子どもによって起床時間が異なっているということである。多くの子どもは6時～7時30分の間に起きて食事をする。中にはなかなか動けない子どももいて、職員が声をかけることもあるが「自分の意志でする」が職員の願い、子どもの目標でもあり、一律の起床時間を決めていない。
- ②**朝食・登校**：起床時間は子ども個々の登校時間（学校の種別や距離）により個人差があるので、朝食も一斉ではない。食事の支度はセルフサービスが原則であり、洋食、和食の選択をする。トーストや、あらかじめ用意されている副菜を食べるのであるが、前日の夕食の残り物を好んで食べている子どももいる。後片づけもセルフサービスで、自分の食器は自分で洗うことになっている。幼児に関してはその都度、その子に応じた接し方で朝の身仕度、食事などのサポートがされている。子ども達同士ホームの玄関から普通の公道に直接「行ってきます」と登校し、事務所や管理部門の前を通ることはない。
- ③**昼食**：通常の学校登校は、給食のある小学生を除いて昼食を持参しなければならない。ホ

ームでは弁当の準備がなされが、年長児は自分で作る、もしくは自分で弁当箱に主菜・副菜などを詰めて持参する。たまにはパンも食べたい、という希望もあり、現金を職員から受け取って学校で購入する場合もある。

- ④**帰宅・放課後**：部活動で夜遅くに帰る子どもいれば、授業を終えすぐ帰園する子どももいる。帰宅後の外出はもちろん自由であり、ホームに友達が遊びに来ることもよくある。小学生はよく友達を連れてくる。しかし、中高生になると友人がホームに来ることは少なくなり、全く友人との交流がないという子どももいる。
- ⑤**夕食**：夕食の時間も厳密に決まっていはいないが、「6時までに帰ってきたものは、一緒に6時に食べよう」という目安のようなものがあり、おおむね6時頃が夕食の時間である。しかし、これも強制ではなく、たとえば「宿題が終わっていない、何か特別なことを続けていたい」ということを聞いておき、その子だけが少し遅れることもある。でも大半の子ども達は夕食の団らんの意味を理解しており、ほとんどが夕食時間になれば自然とダイニングに何となく集まってくる。しかし、ごくまれではあるが、みんなと一緒に食べたくない、食べられないという情緒的な課題をかかえた子ども（主として年長児）もおり、そのような子どもには個別の事情を勘案しながら認めている。
- ⑥**入浴**：風呂はごくふつうの家庭にあるようなユニットバスが各ホームに設置されており、そこで入る。毎日入浴が可能で、年長児は個々に入浴する。入る順番は男女関係なくその都度、都合のよい子から入浴する。年長児が幼児を入れることもよくある。スタート当初は、男子の後に女子が入るときなど、女子のほうから「汚い」というクレームをつけるようなこともあり、抵抗感もあったようであるが、今では本当の兄弟姉妹のような意識になっていて全く気にしていない。時には朝早く起床して、「朝シャン」もしくはシャワーを浴びて登校する子どももいる。それらも認めてはいるが、しかし「その分、水道、灯油

などの経費がかかっていることを意識して欲しい」ということも話されている。

⑦**外出・門限**：外出は、行き先と目的、帰宅時間に問題がなければ原則自由である。職員が同伴でなければ出られない、ということもない。門限はおおむね8時を目安としているが、あるといえばある、無いといえば無い。中学生以上の子どもから門限延長の声があがり、「友達は夜9～10時であるのに」という不満を訴えている。この8時という時間は、児童養護施設という枠組み、社会規範という意味での目安の時間である。いわゆる一般的な「門限」という考え方ではなく、問題のある子どもには少し「厳しい」というぐらいの対応もあり、個々の契約のような考え方である。子どもたちもよくわきまえており、一律の門限という考え方はここではなじまないような気もする。連絡なく遅くなった子どもには、話を聞き、「叱る」というよりもむしろ「みんな心配して待っているのだから」と、話をするぐらいの姿勢で臨む。強力な介入の必要な子どももいるが、それはごく一部である。

⑧**夕食後の時間**：夕食後ホームでの最も重要な、そして特徴的なひとときである「おやつ時間」すなわち「団らんのひととき」がある。これはみんなでおやつを食べながら、ホームの子どもたちが何とはなく、自然発生的にダイニングに集まってきて、その日の出来事、話題、その他、たわいもないことを語り合う。テレビに支配された時間ではなく、大切な対話のひとときである。当初は部屋にこもらないことを意識して、普通の家庭の団らんのようことを意図的に導くために、職員が無理していたような時期もあったが、いつの間にか子どもペースの、楽しみなひとときへと変化していった。

⑨**就寝**：起床時間同様、就寝時間、消灯時間というものは特に決められてはいない、幼児など年少児は8時、小学生などは9時になると就寝し、年長児も「夜10時を過ぎたら、リビングを出て自分の部屋で過ごす」というのが原則である。しかし深夜まで起きている子

どももおり、早く寝るような声かけなどが必要なときが多い。しかし、おおむね11時頃には年長児も床に入っている。

⑩**衣生活**：年長児の被服は、予算を決めて自分で購入するのが原則である。前もって職員と予算、種類などを話し合っ、それに見合ったお金を預け自分で買いに行く。よほど華美なものや高価なものでさえなければ自分の好みでの買い物が保障されていると思う。洗濯も、日曜日を中心に、自分のものは自分でする。ここでも、こつこつと片づける子ども、ため込んでしまう子どもと様々である。

⑪**食生活**：現在のA児童養護施設の生活の重要な部分を占めるのが食生活である。集団調理をしているときは黙っていても調理場から出来上がってくる食事を当然のごとく思っていた。それを調理場からホームへ運んでくるだけ、せいぜい温め直すぐらいで、その意味を深く考えたことなどはなかった。しかし今は全てホームで準備しなければならない。買い物から始まって、下ごしらえ、配膳、後片付け、翌日の弁当の下ごしらえなど山ほどの仕事がある。一日のエネルギーの大半をさいているかのように思われる。食事の準備は保育士（ときには男性児童指導員）が中心となっていて行っている。そして、子どもの手伝いなしには食生活は展開していかなくなってきた。食事の献立は栄養士が立てているが、その実施内容はホームによって微妙に異なっている。つまりホームメンバーの構成や体調、前日の残り物などを考慮して臨機応変に対応しており、またスーパーのお買い得品、特売品によっても変化していく。かつては自分達が日常食べているものがどのようなプロセスを経て出来上がるのかを知ることは全く不可能であった。しかし、今は子どもの食事準備の参加が不可欠な状況である。このことにより、以前は多くあった「食べ残し」が皆無になった。これは、大人の指導によってではなく、作っている人の様子を見ていることや、また自分も参加したということの結果だと思われる。

⑫**住生活**：ホームの構造は、一つのホームだけ

は事務所が一部接しており、構造は他のホームとおおむね同一である。居室は4部屋あり、どれも畳の空間が6畳とフローリングのスペースが約5畳であわせて約11畳の面積である。室内には押入、ロッカーが全部作り付けになっている。各部屋には「内鍵」がついており、プライバシーを保たれるようになっているが、子ども達は以外とオープンであり、ほとんど鍵をかけることはない。自らからオープンにさせるような子どもと職員の関係が望ましい形だと思われる。職員は必ずノックなどの声かけをして子どもの居室に入る。何か「探りをいれる」という目的で、無断で入室するというのではなく、子ども達もあまり神経質になってはいない。現在定員に余裕があるため、年長児の「個室」も実現している。

- ⑬**ホームの経済生活**：現行のシステムの大きな特徴の一つに、事業費（これは子どもの生活のための費用、国及び県からの措置費）月額入所児童ひとりあたり約47,430円(2013年5月現在)は、月の最初にホームの銀行口座に事務所から振り込まれる。つまり、子どもの生活に必要なすべての費用は園全体ではなく、ホームが管理している。子どもの人数に応じて各ホームに配分され、その範囲内で、各ホームが予算を立て生活している。ホーム毎に水道、ガス、電気など別々のメーターがついていて、各々料金を支払っているの、使い方もよくわかり、公共料金の支払いはホームの個性がよく表れている。あるところで節約すれば、他の部分で豊かに使えるということを子ども達は、理屈でなく日常生活の中で学ぶことが出来、経済観念の獲得ということを体験している。ホーム合同の「登山」と「海水浴」の軽費は園全体で賄うのではなく、人数で比例配分し、各ホームは行事参加費という形で費用を負担しあっている。

そこで暮らす子どもに直接手渡されるお金(いわゆるおこずかい)に関して、子どもが自由に使えるお金、いわゆる一ヶ月のおこずかいが定められている。必ずしも統一しているのではないが、小学生300～500円、中学

生1000～円、高校生5000～円という金額である。しかし、それ以外に特別に支給するお金もあり、その「子どもの必要性に応じて」というのが基本的考え方である。親の援助などの個人差が大きいこと、部活動などの交際範囲も考慮に入れる。趣味などの個人的活動範囲も大きく異なっている。子どもの意見を積極的に聞くようにしている。こづかいの使途ほど個人差が大きいものはない。食べ物やマンガに全部消費する子ども、コツコツとためる子ども、その他千差万別である。こづかい帳への記入作成を指導しているが、時には疑問を感じるような内容もある。しかし、職員が管理するためのこづかい帳ではないので、問題がなければ厳しく詮索するようなこともない。また年末の共同募金配分金や、出身市町からの歳末慰問金などは必ず子ども個人の預金通帳に直接入金し、理解できる子どもにはその旨を話す。アルバイトなどで預金を持っている高校生には金融機関のキャッシュカードを所持させ自己管理をさせている。多額の定期預金などは、複数の職員管理で、施設長が必ず確認している。子ども一人ひとりの金銭使途内容及び財産は毎月末に「個人別金銭出納表」により集計し、複数職員で確認し金銭管理については細心の注意を払っている。携帯電話は高校生以上の子どもに、所持を認めている。やはり、通話料などの管理問題が大きく、原則「こづかいの範囲内」が基本であるが、トラブルの発生もときには見られる。

- ⑭**行事**：園全体の行事は少なく、中高生対象の「夏期登山」と幼児小学生の「海水浴」のみである。ホーム単位で行動することが多く、ランチ持参のピクニックやドライブ、野外バーベキュー、外食、映画鑑賞、スケート、旅行、キャンプ、スキーとその内容はバラエティーに富んでいる。当初は施設だからという「集団での行事はしたくない」という意識があり、「みんなの同一行動はやめよう」という考え方があった。しかし、職員主導の行事ではなく、子ども達から「こういった楽しいことをしよう」というふうに「子どもも職員

も一緒に楽しむ」に変化した。そこには職員  
の意図も働いているのだが、結果的に職員に  
も子どもにも満足感と充実感が残る。

#### まとめにかえて

平成23年7月の『社会的養護の課題と将来像』  
から端を発した入所児童の権利擁護と小規模化の  
意義は、機能を地域分散化と地域の子育て支援を  
かかげたと同時に『(2) 小規模化の意義：施設  
の小規模化は、施設運営方針で社会的養護の原理  
として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもの  
であり、「あたりまえの生活」を保障するもので  
あること。』（「児童養護施設等の小規模化及び家  
庭的養護の推進について」厚生労働省通知、雇児  
初1130第3号平成24年11月30日より）を第一義  
的な目標に定めている。

すなわち、「家庭的養護と個別化」そして『あ  
たりまえの生活』を保障するものであるとされて  
いる。「あたりまえの生活」とは、A児童養護施  
設の生活そのものを示しているのではないか。A  
児童養護施設では特別に何か変わった実践が展開  
されているのでもなく、特徴的なことが見えてこ  
ない。これがいわゆる「あたりまえの生活」とい  
うことであろう。その「あたりまえの生活」の  
内容、本質とは「子どもがホームの生活のリズム  
なり、団らん等をとおして対話のひとつの大切  
さや喜びの体験をすること」なのかもしれない。  
子どもに数多くの「選択・自己決定の機会」を  
与えるということは、ある見方をすれば「放任主義  
」と誤解されかねない内容をも含んでいる。放任  
と望ましい管理との関係は紙一重である。しかし、  
子どもも職員もむしろ「あたりまえの生活」を  
したくてこの形態をとっている。そして同時に、  
児童養護施設の職員からは「あたりまえの生活」  
をすることが難しい、という訴えが多く寄せら  
れている。

それは、児童養護施設における業務の性格であ  
る「感情労働としての養育」がその一因にある。  
児童養護施設の最前線で時折生起する非日常の世  
界。具体的にいえば、一部の子どもではあるが、  
前述の感情起伏のコントロール不全や、子ども間  
暴力、自傷、自殺念慮などの行為障害などの対応  
が必要なケース。また虐待による影響と思われ

る、ADHD（注意欠陥多動性障害）や心因性の  
解離症状など、本来ならば小児精神科病棟など  
での対応がふさわしいと思われるような子ども  
の児童養護施設入所。そうした子どもからのエ  
ネルギーを受け止めることは、養育者自身の感  
情の揺れ動きを余儀なくされている。そうした  
日々を過ごしているうちに、自らが気づかなく  
いるところの疲弊感がバーンアウトにつながる  
か、被措置児童等虐待に至るケース、そのマイ  
ナスエネルギーを同僚に向け、職員間の人間関  
係悪化となるパターン、また措置権者である  
児童相談所への不信感と関係悪化などの例も  
多く見られる。

このような、抜き差しならぬ状況下において、  
「あたりまえの生活」追求よりも、むしろ管理  
主義に陥りがちである。管理主義は集団生活  
の必要条件であり、個人よりも集団維持を重  
視する傾向にある。現代の児童養護施設は、  
社会が多様化し、経済成長時代以降大きく変  
化した入所児童のニーズに応えきれないまま、  
パラダイムは変化することなく置き去りにさ  
れた。

A児童養護施設においても、上記の状態とは  
全く無縁ではなく、特別の対応が必要な一部  
の子どもも共に暮らしている。そうした状況  
に効く特効薬はない。しかし、それでも目指  
しているものは「あたりまえの生活」すなわ  
ち今日で言うところの「ノーマライゼーシ  
ョン」に近いものである。そして最も大切  
なのは「普通の人間関係」であり、「職員と  
子ども」という上下関係ではない。子ども  
の怒り、喜び、悲しみを感じること、そし  
て、保育士や児童指導員がどのような形  
で子どもの中に入っていつているか、職員  
の存在感の程度は、職員としての懐の探  
さ、それが施設職員としての専門性の  
一つである。真の人間としての感性が  
求められている。

いま、児童養護施設など社会的養護に見直し  
案が矢継ぎ早に出され、実際に一部は動き  
始めている。しかしながら「社会的養護」と  
いいつつも、社会的システムとして未成熟  
であり、その証として、誠に遺憾なこと  
であるが、本体施設外の「グループホーム  
」や「地域小規模児童養護施設」、そし  
て「里親ファミリーホーム」の設置につ  
いて、地域住民の無理解（反対）などが  
表面化している。このように社会的に  
なり得ていない現実も事実と

して受けとめなければならない。

<参考・引用文献>

- ・ 津崎哲雄『この国の子どもたち―要保護児童社会的養護の日本的構築』日本加除出版2009年8月
- ・ 庄司順一・奥山眞紀子・久保田まり『アタッチメント』明石書店、2008年12月
- ・ 西田芳正『児童養護施設と社会的排除』解放社、2011年3月
- ・ 秦野悦子・山崎晃編著『保育のなかでの臨床発達支援』ミネルヴァ書房、2011年3月
- ・ 鯨岡峻『子どもの心の育ちをエピソードで描く』ミネルヴァ書房、2013年5月
- ・ 虹釜和昭『社会的養護と子どものこころ』北陸学院大学リエゾンブックレット、2012年3月
- ・ 森田喜治『児童養護施設と被虐待児』創元社、2006年9月
- ・ 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会『社会的養護の課題と将来像』2011年7月
- ・ (財)鉄道弘済会『社会福祉研究』第103号『社会的養護の新しい座標軸を求めて』2008年10月
- ・ 全国児童養護施設協議会『季刊児童養護』第42巻2号 2011年9月
- ・ 厚生労働省『児童福祉施設最低基準等の改正にかかる省令の施行について』2011年9月
- ・ 厚生労働省通知『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について』2012年11月30日
- ・ 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ『施設の小規模化等事例集』厚生労働省2013年3月